

令和 2 年 5 月 2 0 日
 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

民間競争入札実施事業
 「平常時及び緊急時における石油需給動向等調査」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	平常時及び緊急時における石油需給動向等調査における実査準備（調査関係用品の作成、印刷）、調査関係用品の送付、調査票の督促、照会対応、審査、集計、調査対象名簿の修正
実施期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までの 4 年
受託事業者	株式会社サーベイリサーチセンター
契約金額(税抜)	170,000,000 円 (単年度当たり：42,500,000 円)
入札の状況	3 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内＝2 者）
事業の目的	石油のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国にとって、石油危機が起きる可能性は常に存在しており、平成 11 年 8 月に開催された、石油審議会石油部会石油備蓄・緊急時対策委員会においても「平常時から必要かつ十分な情報を収集できる体制を整備することが必要」との指摘を受けている。 これを踏まえ、本事業は石油製品需給動態統計調査（基幹統計調査）、石油輸入調査（一般統計調査）及び石油設備調査（一般統計調査）を実施している。
選定の経緯	基本方針に掲載された年度：平成 25 年度 市場化テスト事業としての事業実施回数：2 回
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	なし

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 調査票の回収状況（有効回答率）及び統計精度の維持

① 実施状況

ア 平成 29 年度の実施状況

平成 29 年度は、石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査の実施、及び平成 30 年石油設備調査の準備を実施した。

石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査の実施では、受託事業者は、前受託事業者の引き継ぎを受けて、月次調査として実施している両調査の平成 29 年 4 月以降の公表物（平成 29 年 2 月分確報以降）の集計及び作成を行った。公表物の集計に当たっては、受託事業者が毎月、石油輸入調査の調査票の提出期限以後、適切な時期に調査票未提出の調査客体に督促を行い、すべての調査票の目視チェックの後、石油情報システムを用いたバランスチェック及び過去データとの比較チェックを実施し、有効回答率は目標とする水準値である 100%を維持すると同時に、統計表の精度も維持してきた。

また、平成 30 年 1 月には、両調査の調査関係用品の印刷から既存のすべての調査客体に対する挨拶状及び調査関係用品の発送を行い、併せて調査客体の担当部署及び担当者の変更の有無の状況確認も行き、円滑な調査の実施体制の構築を図った。

平成 30 年石油設備調査の準備では、受託事業者は、有効回答率を目標とする水準値である 95%を達成するため、平成 28 年調査対象企業名簿の見直しを開始し、資源エネルギー庁とも調査対象企業に関する情報交換を行い、調査対象企業名簿の精度向上に努めた。

石油製品需給動態統計調査

	調査対象数	調査票回収数	有効回答率	目標とする水準値
4月	287	287	100%	100%
5月	280	280	100%	100%
6月	282	282	100%	100%
7月	282	282	100%	100%
8月	282	282	100%	100%
9月	282	282	100%	100%
10月	282	282	100%	100%
11月	285	285	100%	100%
12月	294	294	100%	100%
1月	295	295	100%	100%
2月	295	295	100%	100%
3月	294	294	100%	100%
計	3,440	3,440	100%	100%
平均	287	287	100%	100%

石油輸入調査

	調査対象数	調査票回収数	有効回答率	目標とする水準値
4月	23	23	100%	100%
5月	22	22	100%	100%
6月	22	22	100%	100%
7月	22	22	100%	100%
8月	20	20	100%	100%
9月	20	20	100%	100%
10月	20	20	100%	100%
11月	20	20	100%	100%
12月	20	20	100%	100%
1月	20	20	100%	100%
2月	20	20	100%	100%
3月	20	20	100%	100%
計	249	249	100%	100%
平均	21	21	100%	100%

イ 平成 30 年度の実施状況

平成 30 年度は、石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査及び石油設備調査を実施した。

石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査の実施では、受託事業者は、平成 30 年 4 月以降の公表物（平成 30 年 2 月分確報以降）の集計及び作成を行った。公表物の集計に当たっては、受託事業者が毎月、石油輸入調査の調査票の提出期限以後、適切な時期に調査票未提出の調査客体に督促を行い、すべての調査票の目視チェックの後、石油情報システムを用いたバランスチェック及び過去データとの比較チェックを実施し、有効回答率は目標とする水準値である 100%を維持すると同時に、統計表の精度も維持してきた。

また、平成 31 年 1 月には、両調査の調査関係用品の印刷から既存のすべての調査客体に対する挨拶状及び調査関係用品の発送を行い、併せて調査客体の担当部署及び担当者の変更の有無の状況確認もを行い、円滑な調査の実施体制の構築を図った。

石油設備調査の実施では、平成 30 年 4 月にすべての調査客体に対する挨拶状及び調査関係用品の発送を行った。調査票の回収は、調査票の提出期限となる 5 月末日以降、督促と調査票の疑義照会などによる訂正調査票の受付を 8 月下旬まで継続して行った。有効回答率は 94.3%との結果であり、目標とする水準値である有効回答率 95%をほぼ達成した。調査票のチェッ

クは、石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査と同様の手法により行い、9月までに調査票の集計及び公表物の作成を完了した。

石油製品需給動態統計調査

	調査対象数	調査票回収数	有効回答率	目標とする水準値
4月	282	282	100%	100%
5月	282	282	100%	100%
6月	283	283	100%	100%
7月	283	283	100%	100%
8月	283	283	100%	100%
9月	283	283	100%	100%
10月	284	284	100%	100%
11月	283	283	100%	100%
12月	282	282	100%	100%
1月	281	281	100%	100%
2月	281	281	100%	100%
3月	280	280	100%	100%
計	3,387	3,387	100%	100%
平均	282	282	100%	100%

石油輸入調査

	調査対象数	調査票回収数	有効回答率	目標とする水準値
4月	20	20	100%	100%
5月	20	20	100%	100%
6月	20	20	100%	100%
7月	20	20	100%	100%
8月	20	20	100%	100%
9月	20	20	100%	100%
10月	20	20	100%	100%
11月	20	20	100%	100%
12月	20	20	100%	100%
1月	20	20	100%	100%
2月	20	20	100%	100%
3月	20	20	100%	100%
計	240	240	100%	100%
平均	20	20	100%	100%

石油設備調査

調査対象数（A）	199
不明等	7
調査票到達数（B）	192
回答数（C）	181
回収率（C/A）	91%
有効回答率（C/B）	94%
目標とする水準値	95%

ウ 平成31年度（令和元年度）の実施状況

平成31年度（令和元年度）は、石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査の実施、及び令和2年石油設備調査の準備を実施した。

石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査の実施では、受託事業者は、平成31年4月以降の公表物（平成31年2月分確報以降）の集計及び作成を行った。公表物の集計に当たっては、受託事業者が毎月、石油輸入調査の調査票の提出期限以後、適切な時期に調査票未提出の調査客体に督促を行い、すべての調査票の目視チェックの後、石油情報システムを用いたバランスチェック及び過去データとの比較チェックを実施し、有効回答率は目標とする水準値である100%を維持すると同時に、統計表の精度も維持してきた。

また、令和2年1月には、両調査の調査関係用品の印刷から既存のすべての調査客体に対する挨拶状及び調査関係用品の発送を行い、併せて調査客体の担当部署及び担当者の変更の有無の状況確認も行い、円滑な調査の実施体制の構築を図った。

石油製品需給動態統計調査

	調査対象数	調査票回収数	有効回答率	目標とする水準値
4月	285	285	100%	100%
5月	283	283	100%	100%
6月	283	283	100%	100%
7月	274	274	100%	100%
8月	274	274	100%	100%
9月	274	274	100%	100%
10月	272	272	100%	100%
11月	272	272	100%	100%
12月	272	272	100%	100%
1月	272	272	100%	100%
2月	270	270	100%	100%
3月	271	271	100%	100%
計	3,302	3,302	100%	100%
平均	275	275	100%	100%

石油輸入調査

	調査対象数	調査票回収数	有効回答率	目標とする水準値
4月	20	20	100%	100%
5月	20	20	100%	100%
6月	20	20	100%	100%
7月	19	19	100%	100%
8月	19	19	100%	100%
9月	19	19	100%	100%
10月	19	19	100%	100%
11月	19	19	100%	100%
12月	19	19	100%	100%
1月	20	20	100%	100%
2月	20	20	100%	100%
3月	20	20	100%	100%
計	234	234	100%	100%
平均	20	20	100%	100%

② 評価

平成 29 年度の受託事業者の引き継ぎは、前受託事業者が月次調査である石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査の平成 29 年 2 月分速報の集計完了後に行われ、平成 29 年 2 月分確報から現受託事業者が集計業務を行った。

2 月分確報の集計業務は、月次の集計に加えて、年間補正として過去 1 年分の調査票の訂正報告を反映させる必要があるため、前受託事業者の仕掛かり中の業務が特に多い煩雑な周期の集計業務に当たるが、システムトラブル等にも見舞われながらも、短期間で解決策を検討し、遺漏なく集計業務に対応できたことは、評価できる。

さらに、平成 29 年度の受託開始以降、月次調査では有効回答率が 100% の水準値を下回ることがなかった。受託事業者の督促や疑義照会に対し、調査客体が抵抗なく応じられる程度の信頼関係できていることが、成果につながっているものと評価できる。

石油設備調査は、平成 30 年調査において受託事業者が対応したが、2 年ごとに実施する一般統計調査であるため、前回調査名簿で調査対象となった企業の現状把握が難しかったことや、調査協力拒否事業者に対する強制力を備えていないことなどから、資源エネルギー庁も必要に応じて督促を実施したものの、目標とする水準値である有効回答率 95% をほぼ達成した。

(2) 個票審査及び疑義照会対応の状況

①実施状況

受託事業者は、目視確認の他、資源エネルギー庁が貸与した石油情報システムを用いたバランスチェック及びクロスチェック、さらに同じ調査対象の前年同月値及び前月値との比較チェックによる個票審査を行い、エラーとして検出されたデータについては調査対象に疑義照会を行い、修正を要するケースでは調査票の訂正報告の提出を受けて、データの修正を行っている。

受託事業者は、照会対応に当たっては、照会対応の基礎となる記入要領を踏まえ、資源エネルギー庁とすりあわせの上、石油関連事業に係る知識も十分把握しつつ、調査対象企業へ速やかに疑義照会や回答を行うなど、適切に対応している。

◎石油製品需給動態調査

(平成29年度)

集計作業実施月	調査対象月	督促対象数	督促回数	疑義件数
平成29年4月	平成29年3月分	12	15	12
平成29年5月	平成29年4月分	15	19	38
平成29年6月	平成29年5月分	5	7	16
平成29年7月	平成29年6月分	8	12	16
平成29年8月	平成29年7月分	7	9	13
平成29年9月	平成29年8月分	8	8	10
平成29年10月	平成29年9月分	14	15	19
平成29年11月	平成29年10月分	6	7	6
平成29年12月	平成29年11月分	9	9	19
平成30年1月	平成29年12月分	8	8	9
平成30年2月	平成30年1月分	16	21	14
平成30年3月	平成30年2月分	17	19	17
計		125	149	189

(平成30年度)

集計作業実施月	調査対象月	督促対象数	督促回数	疑義件数
平成30年4月	平成30年3月分	9	10	11
平成30年5月	平成30年4月分	10	10	17
平成30年6月	平成30年5月分	4	4	13
平成30年7月	平成30年6月分	12	18	13
平成30年8月	平成30年7月分	25	26	14
平成30年9月	平成30年8月分	30	38	17
平成30年10月	平成30年9月分	20	24	7
平成30年11月	平成30年10月分	11	13	21
平成30年12月	平成30年11月分	30	33	16
平成31年1月	平成30年12月分	3	3	16
平成31年2月	平成31年1月分	27	28	12
平成31年3月	平成31年2月分	8	9	15
計		189	216	172

(平成31・令和元年度)

集計作業実施月	調査対象月	督促対象数	督促回数	疑義件数
平成31年4月	平成31年3月	8	9	16
令和1年5月	令和1年4月	20	21	15
令和1年6月	令和1年5月	12	12	21
令和1年7月	令和1年6月	8	9	17
令和1年8月	令和1年7月	19	21	42
令和1年9月	令和1年8月	39	44	35
令和1年10月	令和1年9月	24	31	32
令和1年11月	令和1年10月	8	12	25
令和1年12月	令和1年11月	15	22	25
令和2年1月	令和1年12月	9	9	25
令和2年2月	令和2年1月	26	29	28
令和2年3月	令和2年2月	11	17	24
計		199	236	305

◎石油輸入調査

(平成29年度)

集計作業実施月	調査対象月	督促対象数	督促回数	疑義件数
平成29年4月	平成29年3月分	0	0	0
平成29年5月	平成29年4月分	1	1	0
平成29年6月	平成29年5月分	1	2	1
平成29年7月	平成29年6月分	1	2	0
平成29年8月	平成29年7月分	1	2	0
平成29年9月	平成29年8月分	3	3	0
平成29年10月	平成29年9月分	7	8	10
平成29年11月	平成29年10月分	4	4	1
平成29年12月	平成29年11月分	3	3	2
平成30年1月	平成29年12月分	0	0	3
平成30年2月	平成30年1月分	4	5	4
平成30年3月	平成30年2月分	0	0	5
計		25	30	26

(平成30年度)

集計作業実施月	調査対象月	督促対象数	督促回数	疑義件数
平成30年4月	平成30年3月分	5	8	2
平成30年5月	平成30年4月分	1	1	5
平成30年6月	平成30年5月分	3	3	1
平成30年7月	平成30年6月分	0	0	1
平成30年8月	平成30年7月分	5	6	0
平成30年9月	平成30年8月分	6	6	3
平成30年10月	平成30年9月分	1	1	2
平成30年11月	平成30年10月分	0	0	2
平成30年12月	平成30年11月分	4	4	1
平成31年1月	平成30年12月分	3	3	0
平成31年2月	平成31年1月分	6	6	4
平成31年3月	平成31年2月分	2	2	2
計		36	40	23

(平成31・令和元年度)

集計作業実施月	調査対象月	督促対象数	督促回数	疑義件数
平成31年4月	平成31年3月	4	4	2
令和1年5月	令和1年4月	1	1	5
令和1年6月	令和1年5月	2	2	4
令和1年7月	令和1年6月	0	0	3
令和1年8月	令和1年7月	2	2	4
令和1年9月	令和1年8月	2	2	4
令和1年10月	令和1年9月	2	2	1
令和1年11月	令和1年10月	0	0	6
令和1年12月	令和1年11月	3	3	7
令和2年1月	令和1年12月	0	0	3
令和2年2月	令和2年1月	2	2	1
令和2年3月	令和2年2月	0	0	2
計		18	18	42

②評価

調査対象から資源エネルギー庁に対して、受託事業者に関する苦情が寄せられたことはない。受託事業者と調査対象とのやりとりの内容を確認する機会

あるが、受託事業者が調査専門の会社であることを窺わせる丁寧な対応の仕方であり、調査対象も受託事業者を信頼して疑義照会に応じて訂正報告等に対応している。この点は統計データの精度の維持、向上にも大きく影響するため、受託事業者を高く評価できる。

(3) 作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施

①実施状況

月次調査である石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査に関しては、受託事業者が毎年12月に年間スケジュールの案を作成し、資源エネルギー庁が内容検討後、関係者との調整を行って年間スケジュールを確定しているが、毎月、実施計画書で定めた作業方針に従い、確実にスケジュールに沿って調査を実施している。

隔年調査である石油設備調査に関しては、平成30年調査では、調査計画以上の詳細なスケジュールは特に定めず、月次調査の業務の繁閑を考慮しながら9月の集計結果の公表に支障を生じさせないことを念頭に実施した。

②評価

受託事業者は、平成29年度の事業開始以降、資源エネルギー庁と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に実施されている。

(4) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

①実施状況

平成31年1月の調査関係用品の作成及び調査対象への発送の際に、調査票の企業名、事業所名、所在地及び事業所番号の記入欄について、記入者負担の軽減と誤記防止のため、プレプリントを施した調査票を印刷し、発送した。

また、疑義照会を減らすための工夫という点では、調査票の記入欄の構造が欄ズレの誤記入を起こしやすいことに着目し、交互に色を付ける縞模様にする提案を行い、平成30年1月から改良している。

その他、疑義照会における調査対象との応答内容について、必要に応じて資源エネルギー庁と共有を図り、調査票の記入要領の記載内容の明確化や充実化を図るための提案を逐次、行っている。

②評価

調査専門の会社のノウハウを活かして細やかな点に着目して改善に向けた提案を行い、改善を実施している点は評価できる。

特に調査票のプレプリントは、調査対象数が数百程度の調査であっても作業コストは相当に高くなるため、実施計画書及び仕様書に明記していない以上、資源エネルギー庁から指示を行いつらい事情があるが、受託事業者から積極的に提案を行い、実施している点は高く評価できる。

2 実施経費（税抜）

項目	金額等
従前経費（A）	92,450 千円（平成 25 年度） （緊急時運用業務（注）を含む）
実施経費（B）	46,173 千円（平成 29 年度） 41,303 千円（平成 30 年度） 41,220 千円（令和元年度） 42,899 千円（平成 29～令和元年度の平均経費）
削減額（C）＝（A）－（B）	49,551 千円（年間経費）
削減率	53.6%

（注）石油備蓄義務者に対して、海外からの石油供給が滞った時を想定して、週末の在庫量等の報告を求める訓練を行っており、実際の緊急時が発生した場合、数週間にわたってデータ収集を行う事業であり、市場化テスト導入に伴い、分離されたもの。以後は 400 万円程度にて別途契約を行っている。

3 その他（特記事項に係る経緯等）

なし

4 有識者からの評価

（1）評価

本委託事業の実施状況については、本書面の記述どおりであり、評価ができるものとして了解が得られた。

（2）意見

入札における競争性は確保され、特に経費については大幅削減となり、事業の確保されるべき質についても達成されており、石油設備調査の回収率についても、95%をほぼ達成しているとの評価を得られた。事業の質の確保に関し、統計のデータの間違い等を適切に発見するとともに、統計の内容を十分理解し政府と適切にコミュニケーションが取れることが重要であることから、石油製品のビジネスについて知見を有する事業者が受託する必要があるとの指摘があった。

また、石油設備調査の次回目標については、「引き続き高い回収率を維持し、目標達成に向け更に努力すべき」、「目標達成してもそこで終わりではなく、全数調査である以上、全数を回収するという意識をもつことも重要である」との意見もあった。

5 今後の方針

本事業は 2 期目となったが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1.

（1）の市場化テスト終了基準に基づく評価は、以下のとおり。

① 事業実施中に受託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為

等もなかった。

- ② 経済産業省において、外部有識者で構成する外部評価委員会を設けており、事業の入札状況についてチェックを受ける仕組みは整備している。
- ③ 入札においては3者が応札し、うち2者が予定価格内だったことから、競争性は確保されたと言える。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質として、月次調査である石油製品需給動態統計調査及び石油輸入調査においては目標回収率(100%)を達成している。隔年調査である石油設備調査においても目標回収率(95%)をほぼ達成した。
- ⑤ 経費削減については、従来の経費から53.6%(年間ベース)が削減された。

以上のことから、④公共サービスの確保されるべき質のうち、石油設備調査の目標回収率の達成を除き、良好だったと判断できる。

石油設備調査の回収率(94.3%)に関しては、目標回収率(95%)をほぼ達成したものの、95%を超えるためには、あと2者からの調査票の提出が必要だった。

受託事業者は、集計結果の公表に支障が生じない時期まで督促と疑義照会に対応し、総じて受託事業者は、高い水準の成果を達成できているものと考えられる。

その後、受託民間事業者から相談を受けた資源エネルギー庁も非協力企業への督促を行ったものの、督促時期の6月下旬から7月上旬に西日本豪雨(平成30年7月豪雨)が起り、災害対策に職員を集中配置するとともに、災害対策を最優先で対応する必要が生じ、また、調査の対象企業も燃料供給に集中せざるを得なくなり、更なる督促をし切れない部分を残した。このような事情が、非提出企業へのフォローアップの不徹底、ひいては回収率の低下につながった一因とも考えられる。協力を得られなかった調査の対象企業の理由を分析したところ、隔年調査のため担当部署が変わっており、担当者に接触できない企業も一部で存在した。これらに対しては、必要に応じて資源エネルギー庁が企業を訪問し、調査の趣旨を説明しつつ協力を求めたり、体制が整っていない企業には、事前に資源エネルギー庁から説明を行い、調査への理解を得ることも必要と考える。

また、石油設備調査の調査項目の簡略化も検討することとし、企業の負担軽減、及び受託業者の負担軽減にも繋げたいと考える。

以上から、本事業については①事業の質を保つべく、資源エネルギー庁が必要に応じて調査非協力事業者に対して督促訪問をするなどの対応を行うこと、②入札においては複数の応札者を呼び込むための努力を継続すること、③入札に当たっては外部評価委員会によるチェックを継続的に受けること、④本事業終了時には外部有識者の意見を聞くこと、を前提として、終了プロセスに移行したい。